



記者手帳

中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会 (委員長)

田中勝・鳥取環境大学研究・交流センター教授は、第8回の会合で廃棄物処理政策における論点整理に関する深掘りの議論を収束、第9回から法改正の骨子案に関する議論を始める。

形式的な規制は簡素化を

明確な理由のある規制ならどうか

処理業界からみると、今回の論点整理ではおおむね満足感を得ており、積年の課題でもあった収集運搬の許可の簡素化については手心えを

現在、産廃収集運搬業を全国展開するには47都道府県はじめ62の政令市および中核市の業許可が必要になる。さらに特別管理産業廃棄物を含めれば業許可はさらに増える。しかも、これら

田であった。過度な負担といえないか。新規の許可はともかく、許可の更新や変更については、申請する書類の自身はどの場所でも同じであり、県・市ごとの許可を必要とする理由は何なのか。

感じていたようだ。許可手続きを簡素化する方法として、国が許可する案、都道府県が許可する案、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県が許可する案とさまざまな提案がある。

に5年ごとの更新、変更許可、変更届がついてまわる。法律だから当然だといわれるかもしれないが、業許可を保有するため事務負担がどのくらいになるか、具体的な件数や費用で示した例があ

請手数料、事務費、人件費、交通費等の合計は、1750万円、そのうち申請手数料は791万円。過去5年間の「変更許可申請」に要した費用の総額は、267万円、そのうち申請手数料は172万

く、お役所仕事の形式的な規制なら、思い切って見直すべきだ。求められているのは、廃棄物ビジネスを育成しようというメッセージであり、その具体化のための施策である。

(文)